

平成 24 年 7 月 9 日

各 位

(公財)日本ゴルフ協会  
規 則 委 員 会  
委員長 村 津 敬 介  
(公印省略)

**付属規則 I (C)8「移動」の条件を制定した競技でのキャディーとカートの扱いについて**

拝啓 平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、掲題の競技の条件に関し、日本国内の実情に合わせた修正をすることについて R&A の了承を得ましたので下記の通りお知らせいたします。

敬具

記

付属規則 I (C)8「移動」の条件は、正規のラウンド中、プレーヤーに乗用カート等の使用を禁止して常に歩いてラウンドさせたいと委員会が考えた場合に採用する条件です。そしてこの条件が制定されている競技で、キャディーが移動用の機器に乗った場合、キャディーの違反はプレーヤーの違反という規則 6-1 の考え方に基づいてプレーヤーにこの条件の違反の罰が課せられてしまいます(裁定 33-1/9.5)。

しかし、最近ではキャディーが運転する乗用カートやそれに類するカートを導入しているコースが多く、そのようなコースで競技を開催する際に「移動」の条件を採用すると、キャディーがカートを運転することができなくなるといった問題が生じてしまいます。そして、「プレーヤーには常に歩いてラウンドさせたいが、キャディーにはカートの運転を認めたいという条件を制定することはできないのか?」というご質問が当協会にも頻繁に寄せられていました。

JGA ではこれまで、この問題について裁定 33-1/9.5 に基づき、キャディーだけの乗車を認める条件は規則 6-1 を修正するものであるから認められないとの解釈を示してきましたが、多くのコースからの要望があること、そして今後、乗用カートを導入するコースが増えていくという日本の実情を踏まえ、当委員会から R&A へ移動用の機器を使用することの禁止をプレーヤーに限定し、キャディーはそのような機器を使用することができる旨の競技の条件の制定を認めて欲しいとの要望を提出いたしました。

その結果、R&A より、キャディーのみ移動用の機器を使用する旨の条件を制定することは認められるとの回答を得ることができましたのでお知らせをいたします。

正規のラウンド中、プレーヤーには常に歩いてラウンドをさせ、キャディーに限っては移動用の機器を使用することを認める場合、次の競技の条件参考例を採用することをお勧めいたします。

「委員会が別途認めた場合を除き、プレーヤーは、正規のラウンド中、いかなる移動用の機器にも乗ってはならない。ただし、キャディーが移動用の機器(明確な機器名などを記載。例:乗用カート、ターフメイト)に乗ることは認められる。」

**補足:**「委員会が別途認めた場合」とは、規則上、元の位置から球をプレーするために戻らなければならず(例、球が紛失したとき)、プレーのペースを維持するために委員会が認めた場合や、コース内の特定の場所にあるエレベーターなどの使用を委員会が認める場合などが例として挙げられます。

以上